

音声教材とは以下のようなものです。無償で提供されます。

- ・発達障害等により、通常の検定教科書で 사용되는文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材。
- ・パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。
- ・文部科学省は、以下の団体に調査研究を委託しており、その成果物である音声教材を読み書きが困難な児童生徒等に無償で提供。

「教科用特定図書等の普及促進について」 文部科学省 参照

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm)



### マルチメディアデージー教科書

(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)  
音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中学校の教科書を中心に作成。パソコン、タブレット端末にて利用可能。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html>

### ペンでタッチすると読める音声付教科書

(茨城大学)

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。通常の教科書と見た目はほぼ同じ。音声は肉声。小・中学校の国語を中心に作成。音声ペンをタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。鉛筆やペンでの書きこみが可能。

<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/>

### AccessReading

(東京大学先端科学技術研究センター)

音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中・高の教科書を対象。Word 版のものと EPUB 版の 2 種類を作成。パソコン、タブレット端末にて利用可能。

<https://accessreading.org/about.html>

### 文字・画像付き音声教材

(広島大学)

サイズ等の変更が可能なテキストを合成音声で読み上げる。読み方を指定しているため正確に読み上げる。単語の辞書検索も可能。音声読み上げ中、同じページ番号の原本教科書画像データに表示切り替え可能なため、授業中、授業者の指示に対応しやすい。小中学校を中心に製作。iPad、iPhone などの iOS 機器にて利用可能。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/>

### 音声教材 BEAM

(認定 NPO 法人エッジ)

音声のみの教材(テキストや挿絵等の図版はなし)。音声は合成音声。小・中学校の国語・社会を中心に作成。スマートフォン、IC レコーダー等、mp3 ファイルが再生可能な機器で利用可能。データ容量が軽く、操作が簡便。

<http://www.npo-edge.jp/>

### UNLOCK

(愛媛大学教育学部)

音声、本文等テキストを含む(挿絵等の図版はなし)。音声は合成音声(一部肉声)。小・中・高の教科書を対象。電子辞書等を用いて、テキスト形式(.txt) ファイルを表示、文字を読みやすい大きさに変更可能。あわせて音声を再生可能。電子辞書で調べ学習にも対応。

<http://www.karilab.jp/unlock/index.html>

## (5) 交流及び共同学習

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

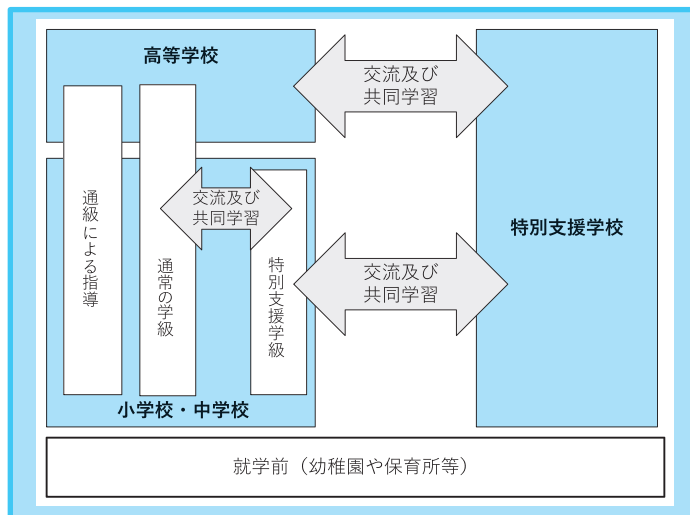


図5 学級間・学校間における交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても、障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。そして、そうした学習は、学校卒業後においても、障害のある子どもにとっては、様々な人々とともに助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につなが

るとともに、障害のない子どもにとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人とともに支え合う意識の醸成につながると考えます。

この交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

交流及び共同学習の推進するために、以下のような留意点が示されています。

### (関係者の共通理解)

○小・中学校等の通常の学級と特別支援学校や特別支援学級の関係者（学校の教職員、子どもたち、保護者など）が互いに活動の意義やねらい等について理解し合うことが大切。

### (教育課程上の位置付け)

○交流及び共同学習は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間又は特別活動等のそれぞれの授業において行うことが可能。

### (評価)

○教育課程に位置付けた各教科等の目標に照らして、子どもたちに身に付いた資質・能力を評価。

○学習場面における子どもの意識や態度の変容だけでなく、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成の観点から、学校や地域での生活も含めて、子どもの変容を可能な限り幅広く、総合的に把握。

「交流及び共同学習ガイド」文部科学省 参照

交流及び共同学習に関する時間だけではなく、日常の学校生活においても、機会を捉えて障害者理解に係る指導を丁寧に継続することが、教育の効果を高めることにつながります。その場限りの活動に終わらないよう、継続的な取組を続けていくことが大切です。

